

申立人母が居住し、県外に居住する申立人息子が所有名義人である避難指示解除準備区域（浪江町）所在の居宅の財物損害について、同居宅は亡父死亡時において、法定相続人である申立人母が居住し、同じく法定相続人である申立人息子は山形県内に居住していたところ、最終的には申立人息子が相続により所有権全部を取得することを考えて、亡父死亡時において、申立人息子名義に相続を原因とする所有権移転登記はされていたものであり、本件事故時において、実際に申立人母が居住していたこと、事故後、申立人母と申立人息子は、新築した二世帯住宅に転居し同居していること等の事情から、申立人母が浪江町の居宅から転居したことにつき、移住の合理性を認め、移住先での住居取得を考慮した額での賠償がされた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4及び申立人X 5（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

##### 1 財物損害

ア 別紙物件目録1記載の土地	金1, 961, 796円
イ 別紙物件目録2記載の建物（住居確保損害を含む）	金10, 068, 769円

##### 2 弁護士費用

金360, 917円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金12, 391, 482円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項1の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払いにかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、

当事者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年8月3日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 北川雅男）